

群馬県ツキノワグマ出没対応体制構築事業実施業務委託契約書（案）

群馬県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、群馬県ツキノワグマ出没対応体制構築事業実施業務（以下、「本業務」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、本業務について乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 委託する業務の内容は、別添「群馬県ツキノワグマ出没対応体制構築事業仕様書」のとおりとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日から令和9年3月18日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金〇〇〇〇〇円とする。

（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第4条 甲は、群馬県財務規則第199条第1項第6号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（解除等）

第5条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
 - (3) 乙がこの契約を履行することが出来ないと甲が認めたとき。
 - (4) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものであると判明したとき。
- 2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は甲に契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。
- 3 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(違約金等の遅延利息)

第6条 乙が、前条第2項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(進捗状況の報告)

第7条 乙は、甲から請求があったときは、委託業務の進捗状況について甲に報告しなければならない。

(損害賠償)

第8条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第10条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(業務完了)

第12条 乙は、委託業務完了後、契約期間満了までに委託業務に関する業務完了報告書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の報告書を受理した日から10日以内に、委託業務の実績について検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の検査の結果、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、速やかに委託業務に関する委託料請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第14条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、委託業務を行うため、個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとして、なお疑義があるときは、両者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県知事 山本一太

乙

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならぬ。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制)

第6 乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、あらかじめ特定した作業場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が記録された資料等を削除又は廃棄する場合には、資料の溶解等復元できない手段で確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

(従事者への周知及び監督等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則）が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するため取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

- 第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(実地検査等)

- 第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時調査し、又は定期的な報告を求めることができる。

(漏えい等の報告)

- 第14 乙は、この契約による事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

- 第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求ることはできない。

(損害賠償)

- 第16 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。